

法人シート（概要説明書）

法人名		全国健康保険協会						
当省担当部局		保険局		担当課・室名		保険課 全国健康保険協会管理室		
根拠法令		健康保険法		沿革		平成20年10月設立		
役員	役員総数 (官庁OB/役員数)	3/9	常勤役員数	3/7	非常勤役員数	0/2	監事	2
	職員総数	4,642 (22年1月現員)	うち常勤	2,128 (22年1月現員)	うち非常勤	2,514 (22年1月現員)	役員報酬総額	103,132千円 (21年度実績)
	現役出向者 (役員/職員)	1/6	官庁OB (常勤職員)	0	官庁OB (非常勤職員)	0	官庁OB役員 報酬総額	46,160千円 (21年度実績)
※役員報酬総額は役員9名のうち1名は3ヶ月分の支給となっている。								
法人概要	目的 (何のために)	健康保険の被保険者（健康保険組合である被保険者を除く）に係る健康保険事業及び船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする						
	対象 (誰/何を対象に)							
	事務・事業内容 (手段、手法など)	健康保険事業及び船員保険事業						
コスト	平成22年度予算見込額			人件費				
	事業費	(健保) 9,300,444 百万円 (船保) 47,512 百万円	}	職員構成	概算人件費		従事役員数 (平成22年度予算)	
	管理費	(健保) 12,045 百万円 (船保) 737 百万円		常勤職員	(健保) 15,319,375 千円 (船保) 383,372 千円	2,154 人		
	人件費	(健保) 21,968 百万円 (船保) 424 百万円		非常勤職員	(健保) 6,648,286 千円 (船保) 40,464 千円	2,764 人		
	総計	(健保) 9,334,457 百万円 (船保) 48,672 百万円		※上記の他、臨時職員99人(常勤換算)を含む				
国からの財政支出額の推移 (百万円)	平成19年度	平成20年度(当初予算) (10月発足以降分)	平成21年度(当初予算)	平成22年度				
一般会計	—	(健保) 610,438 (船保) —	(健保) 1,084,418 (船保) 889	(健保) 1,167,143 (船保) 3,204				
特別会計	—	(健保) 0 (船保) —	(健保) 3,790 (船保) 1,310	(健保) 9,013 (船保) 7,821				
計	—	(健保) 610,438 (船保) —	(健保) 1,088,207 (船保) 2,199	(健保) 1,176,155 (船保) 11,025				
うち運営費交付金	—	0	0	0				
うち施設整備費等補助金	—	0	0	0				
うちその他の補助金等	—	(健保) 610,438 (船保) —	(健保) 1,088,207 (船保) 2,199	(健保) 1,176,155 (船保) 11,025				
国との契約	随意契約(件数/金額 (百万円))	—	—	—	—			
	95%以上の落札率の契約(件数/金額 (同))	—	—	—	—			

法人シート（概要説明書）

法人名		全国健康保険協会			
当省担当部局		保険局	担当課・室名	保険課 全国健康保険協会管理室	
	平成19年度	平成20年度(当初予算) (10月発足以降分)		平成21年度(当初予算)	平成22年度
法人支出予算額の推移(百万円)	—	(健保) 4,605,813 (船保) —	(健保) 8,156,096 (船保) 21,424	(健保) 9,334,457 (船保) 48,672	
法人支出の契約	随意契約(件数/金額(百万円))	—	377件/19,994百万円	355件/10,380百万円	—
	うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約(件数/金額(同))	—	/	/	—
	95%以上の落札率の契約(件数/金額(百万円))	—	20件/145百万円	44件/358百万円	—
	うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約(件数/金額(同))	—	/	/	—
※100万円以上の契約に係るものを計上。生活習慣病予防健診実施機関との契約は含んでいない。					
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移(百万円)	—	繰越欠損金 46,501		—	—
発生要因	医療費の支出増と保険料収入の減少によるもの				
見直し案	22年度から24年度までの3年間に於いて、赤字を着実に解消して財政再建を図る。				
行政サービス実施コストの推移(百万円)	—	—	—	—	—
保有資産の内訳(百万円)	現・預金	—	262,009	—	—
	有価証券	—	0	—	—
	株式	—	0	—	—
	債券	—	0	—	—
	その他	—	0	—	—
	土地・建物	—	0	—	—
	その他	—	508,099	—	—
資本金(百万円)		6,594	うち政府出資金(百万円)		6,594

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	内 容

事務・事業シート（概要説明書）						
事業名	健康保険事業				事業No	1
類型	特定事業執行型					
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	健康保険法第7条の2第2項	関係する通知、計画等				
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： <input type="text"/> 等）					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： <input type="text"/> 実施主体： <input type="text"/> ）					
	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）					
事務・事業概要	目的（何のために）	健康保険の被保険者（健康保険組合である被保険者を除く）に係る健康保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする				
	対象（誰/何を対象に）					
	事務・事業内容（手段、手法など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険給付（現物給付、現金給付） ・ レセプトの点検 ・ 医療費通知 ・ 保健事業（健診、保健事業等） ・ 高額医療費貸付等の福祉事業 ・ その他 				
	事業の期限	無				
事業の沿革	[いつから実施]	昭和2年1月1日				
	[実施主体の変遷]	政府→平成20年10月より全国健康保険協会				
	[途中で廃止していた期間の有無]	無				
事業の効果	別添のとおり					
活動実績 <small>（成果物は別紙で一覧を提出）</small>	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	別添のとおり					
	別添のとおり					
成果目標	別添のとおり					
成果実績 <small>（成果指標の目標達成状況等）</small>	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
		%				
パンフレット・報告書等の作成（件数） <small>（名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出）</small>		単位	H18年度	H19年度	H20年度	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物						

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	健康保険事業		事業No	1		
類型	特定事業執行型					
コスト	平成22年度予算見込額		人件費(平成22年度予算)			
	事業費（一般管理費を含む）	9,312,489 百万円	}	職員構成	平成22年度予算による	
	人件費	21,968 百万円		常勤職員	15,319,375 千円	2,108 人
	総計	9,334,457 百万円		非常勤職員	6,648,286 千円	2,747 人 ※上記の他臨時職員99人(常勤換算)を含む
	平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額） ※6か月の決算		平成21年度（予算額）		
これまでの予算額等（百万円）	—	4,566,940		8,156,096		
給付費、拠出金等	—	4,521,267		7,977,632		
保険給付等業務経費、レセプト業務経費	—	4,391		13,744		
保健事業費	—	24,327		72,378		
その他業務経費、福祉事業経費	—	23		1,742		
人件費	—	9,198		21,298		
一般管理費	—	5,317		12,762		
その他	—	2,418		56,539		
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）	1,176,155					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度			
再委託金額（百万円）	—	—	—			
再委託先（名称・件数）	—	—	—			
随意契約(件数/金額(同))	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約(件数/金額(同))	/	/	/			
95%以上の落札率の契約(件数/金額(同))	/	/	/			
うち厚労省〇日が在籍している企業団体との契約(件数/金額(同))	/	/	/			

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
特になし	特になし
事業評価の方法	
特になし	

【現在抱えている課題】

内容
近年の医療費の増加と保険料収入の横ばい・下落により赤字構造となっている。特に一昨年来の景気悪化により保険料収入の基礎となる平均賃金が大きく低下している。
22年度から24年度までの3年間において、赤字を着実に解消して財政再建を図る。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		健康保険事業	事業No	1
類型		特定事業執行型		
事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由）		<p>○健保組合を設立できない中小企業等で働く方々のための健康保険制度であるため</p> <p>○業務が法定の事業であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法に規定する医療給付や現金給付 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導 		
国の施策における位置付け		<p>健康保険法第7条の二 健康保険組合の組合員でない被保険者（以下この節において単に「被保険者」という。）に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設ける。</p> <p>健康保険法第26条 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。</p>		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	現在の協会けんぽの加入者（3500万人）が医療保険に加入できなくなり、こういった方々の医療保険をどうするかの問題が生じ、被用者保険と国民健康保険からなる国民皆保険を維持することができなくなる。		
	民間主体における実施状況	無		
民営化	民営化の可否	民間法人である協会けんぽが事業を実施		
	可	事業性の有無とその理由		
		民営化を前提とした規制の可能性		
		民営化に向けた措置		
否	理由			
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	平成18年の医療制度改革の際、政府管掌健康保険について、保険者機能の発揮、事業主・加入者の意見反映、地域単位の運営等、効率的な保険運営を図るため民営化し、平成20年10月に全国健康保険協会を設立したものである。なお、地域の医療費を反映した料率の設定を行う等、保険運営に際しては支部単位で実施。	

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		健康保険事業	事業No	1
類型		特定事業執行型		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
	否	理由	同上	
	一体的実施の可否	否		
	可	一体的に実施する法人		
		内容・理由		
否	理由	同上		
国の行政機関への移管	移管の可否	否		
	可	移管先		
		内容・理由		
		徹底した効率化の内容		
否	理由	同上		
その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等)		<p>高齢化に伴う医療費の伸びを抑制するため、加入者の健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検、現金給付の不正受給の防止等を行う。</p> <p>業務の効率化、お客様のサービス向上を図る</p>		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業	<p>[事業名称] 健康保険法に規定する給付業務等</p> <p>[実施主体] 健康保険組合</p> <p>[事業規模（20年度決算見込・経常支出）] 66,778億円</p> <p>[実施状況（20年度決算見込）] 被保険者数 16,044千人 保険給付費 33,830億円</p>		
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担	健保組合に加入しない被用者が協会けんぽに加入する仕組みとなっている。		
	諸外国における公的主体による実施状況	ヨーロッパの先進諸国では、英国（租税を財源とした医療制度を実施）を除くほとんどの国において加入者の範囲や保険料の高低、税金の投入率等は様々であるが公的医療保険制度がある。また、米国でも本年、オバマ大統領が、公約に沿い公的な医療保険制度を導入したところである。		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	健康保険事業	事業No	1
類型	特定事業執行型		

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
医療制度改革大綱（平成17年12月1日） 政府管掌健康保険については、国とは切り離れた全国単位の公法人を保険者として設立し、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とする。 公法人については、関係事業主、被保険者等の意見に基づく自主自律の運営を確保していく。また、被用者保険の最後の受け皿であることを踏まえ、準備金の積立や、保険料率に関する必要な国の関与、保険料率の上下限の見直しなど、必要な措置を講ずる。	政府・与党医療改革協議会	①	平成20年10月に全国健康保険協会を設立

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
[日付]			
[内容]			

事務・事業シート（概要説明書）

事業名	船員保険事業		事業No	2	
類型	特定事業執行型				
根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載）	船員保険法第5条	関係する通知、計画等			
実施方法	■直接実施				
	■業務委託等（委託先等：船員保険会等）				
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：		実施主体：		
	□その他（ ）				
事務・事業概要	目的（何のために）	船員保険の被保険者に係る船員保険事業を行い、被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的とする。			
	対象（誰/何を対象に）				
	事務・事業内容（手段、手法など）	<ul style="list-style-type: none"> ・船員保険の給付 ・レセプトの点検 ・保健事業（外部委託による健診、保健事業等） ・高額医療費貸付等の福祉事業 ・その他 			
	事業の期限	無			
事業の沿革	[いつから実施]	昭和15年3月1日			
	[実施主体の変遷]	政府→平成22年1月より全国健康保険協会			
	[途中で廃止していた期間の有無]	無			
事業の効果	※平成22年1月から実施しているため今後集計				
活動実績 (成果物は別紙で一覧を提出)	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
	※平成22年1月から実施しているため今後集計				
成果目標	別添のとおり				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度
		%			
パンフレット・報告書等の作成 (件数) (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出)	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物					

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		船員保険事業		事業No	2
類型		特定事業執行型			
コスト	平成22年度予算見込額		人件費(平成22年度予算)		
	事業費（一般管理費を含む）	48,249 百万円	}	職員構成	平成22年度予算による
	人件費	424 百万円		常勤職員	383,372 千円
	総計	48,672 百万円		非常勤職員	40,464 千円
			従事役職員数	46 人	
				17 人	
		平成19年度（決算額）	平成20年度（決算額）	平成21年度（予算額） ※平成22年1月～3月の3ヶ月予算	
これまでの予算額等（百万円）		—	—	21,424	
内訳	給付費、拠出金等	—	—	12,784	
	保険給付等業務経費、レセプト業務経費	—	—	49	
	保健事業費	—	—	240	
	その他業務経費、福祉事業経費	—	—	202	
	人件費	—	—	84	
	一般管理費	—	—	586	
	その他	—	—	7,478	
平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円）		11,025			
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
再委託	再委託金額（百万円）	—	—	—	
	再委託先（名称・件数）	—	—	—	
	随意契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	95%以上の落札率の契約（件数/金額（同））	/	/	/	
	うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同））	/	/	/	

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体	評価結果の内容
特になし	特になし
事業評価の方法	
特になし	

【現在抱えている課題】

内 容
・被保険者である船員の減少、高齢化等により収入である保険料等交付金の減少、保険給付費等の増加が見込まれるところであり、将来にわたる制度の安定的運営を行うことが課題となっている。

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		船員保険事業	事業No	2
類型		特定事業執行型		
事務・事業の必要性 (公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由)		<p>○船員のための医療保険の拠り所であるため</p> <p>○ILO条約に規定されている職務上傷病に係る船舶所有者責任を補償するための保険給付を行っているため (参考) 海員の疾病、傷痍又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約 (第55号)</p> <p>○業務の大半が法定給付等によるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船員保険法に規定する医療給付や現金給付 ・高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導 ・労災保険制度と合わせて給付を行うことにより船員法による船舶所有者責任の補償 		
国の施策における位置付け		船員保険法第4条 船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が、管掌する。		
廃止	廃止の可否	否		
	廃止すると生じる影響	船員保険の加入者が船員保険法に規定する保険給付を受けることができなくなるなど、国民生活の安定等の公共性見地において著しい悪影響が生じる。		
	民間主体における実施状況	無		
民営化	民営化の可否	民間法人である全国健康保険協会が事業を実施		
	事業性の有無とその理由			
	民営化を前提とした規制の可能性			
	民営化に向けた措置			
否	理由			
地方公共団体への移管	移管の可否	否		
	移管先			
	内容・理由			
否	理由	船員保険の特性により地域性が薄いことから全国単位の運営を実施している。		
他法人への移管・一体的実施	移管の可否	否		
	移管先			
	内容・理由			
	理由	平成22年1月より全国健康保険協会へ移管されたもの。 全国健康保険協会の他に、保険者機能をもった適当な法人が見当たらない。		
	一体的実施の可否	否		
	一体的に実施する法人			
可	内容・理由			
否	理由	同上		

事務・事業シート（概要説明書）

事業名		船員保険事業	事業No	2
類型		特定事業執行型		
国の 行政機 関への 移管	移管の可否	否		
	移管先			
	内容・理由			
	徹底した効率化の内容			
	理由	雇用保険法等の一部を改正する法律により、平成22年1月に船員保険の運営主体を国から民間法人の全国健康保険協会へ移管したところであり、国の行政機関へ戻すことは考え難い。		
その他事務・事業の見直し （今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等）		高齢化に伴う医療費の伸びを抑制するため、加入者の健康づくりや、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検を行う。 業務の効率化、お客様のサービス向上を図る		
参 考	行政機関、他法人、自治体等における類似事業			
	行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担			
	諸外国における公的主体による実施状況			

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）		
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)	
[日付]				
[内容]				

○ 平成20年度における事業の実施状況

〔健康保険業務〕

医療給付費		3,961,957百万円
傷病手当金	件数	879,932件
	金額	162,840百万円
出産手当金	件数	103,650件
	金額	41,719百万円
出産育児一時金	件数	422,222件
	金額	148,667百万円
埋葬料	件数	53,922件
	金額	2,704百万円
高額医療費貸付 (20年10月～21年3月)	件数	7,622件
	金額	795,521百万円
出産費貸付 (20年10月～21年3月)	件数	1,391件
	金額	394,895百万円
健診実施率		29.2%
保健指導実施率		6.5%

注1. 貸付件数・金額以外は、社会保険庁が運営していた20年9月以前の実績を含む年度を通じたもの

注2. 数値には、法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていない

注3. 標準賞与額は賞与を受けた被保険者に係る分

○ 平成22年度における目標

〔健康保険業務〕

特定健康診査実施率	被保険者	45%
	被扶養者	55%
特定保健指導実施率	被保険者	37.1%
	被扶養者	32.4%
レセプト点検効果(1人当たり効果額)	内容点検	21年度を15%上回る
	外傷点検	21年度を20%上回る

〔船員保険業務〕

特定健康診査実施率	被保険者	45%
	被扶養者	52.6%
特定保健指導実施率	被保険者	32.4%
	被扶養者	32.4%
レセプト点検効果(1人当たり効果額)	内容点検	21年度を上回る
	外傷点検	21年度を上回る